名古屋大学医学部附属病院治験審査委員会細則一部改正　新旧対照

現　行　条　文	改　正（案）条　文
（趣旨） 第１条　この細則は，名古屋大学医学部附属病院医薬品等の臨床受託研究に関する取扱内規(以下，「内規」という。)第４条第２項の規定に基づく名古屋大学医学部附属病院治験審査委員会（以下「審査委員会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項について定める。	（同左） 第１条　（同左）
（省略）	（省略）
（庶務） 第 11 条　審査委員会の庶務は，経営企画課において処理する。	（同左） 第 11 条　審査委員会の庶務は，IRB 事務局において処理する。
（省略）	（省略）

附　則

この内規は，令和4年4月1日から施行する。